

印刷物等の作成状況

環境政策課 (048-830-3015)

- 埼玉県環境白書
- 埼玉県環境基本計画
- 環境アセスメント
— 埼玉県環境影響評価制度のあらまし—
- 環境学習サポート制度ご案内
- 親子で楽しむ環境学習ガイドブック
- 埼玉県山西省友好記念館神怡館

温暖化対策課 (048-830-3035)

- ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050
- 地球温暖化対策計画制度と目標設定型排出量取引制度
- 中小事業者向けやさしいCO₂削減シート
- 家電製品省エネ情報提供制度
- 広げよう！STOP温暖化
(地球温暖化対策教育副読本)

大気環境課 (048-830-3055)

- 埼玉県における光化学スモッグの発生状況
- 大気汚染常時監視測定結果報告書
- 埼玉の大気環境
- 大気環境調査事業報告書
- 化学物質と私たちの暮らし
- 化学物質管理制度のご案内
- 電子届出のご案内
(化学物質管理促進法、生活環境保全条例)
- 特定化学物質管理指針の改正について
- みんなでVOCの排出を減らそう!!
- 埼玉県の大気規制 (ばい煙関係)
- 埼玉県の大気規制 (粉じん発生施設関係)
- 大気汚染防止法に基づく特定粉じん (石綿) 排出等作業に係る規制
- 廃棄物焼却炉の規制について
- ダイオキシン類に関する規制について
- 有害大気汚染物質の規制について

- 埼玉県の大気規制
(揮発性有機化合物 (VOC)・炭化水素類関係)
- 私たちの生活と石綿 (アスベスト)
- 石綿 (アスベスト) 使用建築物等における
解体等工事時の規制
- 石綿飛散防止対策マニュアル2015
- 埼玉県非飛散性石綿含有建材
解体工事ガイドライン・同解説
- 建物解体工事業者の皆様へ
(大気汚染防止法の石綿規制について)
- 石綿の除去工事の発注者、施工業者の皆様へ
(リスクコミュニケーション)
- 埼玉県の地球温暖化対策<自動車対策の概要>
フロン排出抑制法登録申請手続き案内
- 第一種フロン類引取等業者認定手続き案内
～省令第49条認定業者～
- 自動車リサイクル法登録申請手続き案内
(引取業者関係、フロン類回収業者関係)
- 大気汚染防止法に基づく水銀排出施設に係る規制
- エコドライブ3つのやさしさ
- アイドリング・ストップ

水環境課 (048-830-3078)

- 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果
- 航空機騒音調査結果
- 東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果
- 埼玉県地盤沈下調査報告書
- 地盤沈下・地下水位観測年報
- 公共用水域及び地下水の水質測定結果
- 事業者のみなさまへ (悪臭の規制)
- 事業者のみなさまへ
(工場・事業場における騒音・振動の規制)
- 事業者のみなさまへ
(屋外作業場等の騒音・振動の規制)
- 建設業のみなさまへ
- 深夜に営業を行うみなさまへ
- 公害防止組織制度について
- 埼玉県の水質規制 (工場・事業場)
- 工場・事業場等排水の水質規制
- 工場・事業場等排水の暫定排水基準

工場・事業場等の水質規制
(地下水汚染の未然防止)
工場・事業場排水の総量規制
埼玉県生活排水処理施設整備構想
川にやさしい生活知恵袋
子どもたちにきれいな水を
地下水採取の規制
土壌環境及び地下水質の保全

産業廃棄物指導課 (048-830-3125)

不法投棄・野外焼却は犯罪です！(リーフレット・ポスター)
産業廃棄物処分業 特別管理産業廃棄物処分業
許可業者名簿
排出事業者の皆様へ
産業廃棄物の取扱いについて
建設工事の元請業者の皆様へ
建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理責任
は元請業者にあります(リーフレット)

資源循環推進課 (048-830-3105)

第8次埼玉県廃棄物処理基本計画
一般廃棄物処理事業の概況
埼玉県災害廃棄物処理指針

みどり自然課 (048-830-3140)

- 埼玉県レッドデータブック2008 動物編
 - 埼玉県レッドデータブック2011 植物編
- 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例
生物多様性保全県戦略
生物多様性を考えよう
- 鳥獣保護区等位置図
- 埼玉県自然学習センター
埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里

さいたま緑の森博物館ガイド
緑化計画届出制度の手引き
緑化計画届出制度のあらまし
みどりのススメ
埼玉県園庭・校庭芝生マニュアル
第2次埼玉県広域緑地計画
緑のトラスト運動普及啓発リーフレット
さいたま自然公園・みどりマップ
彩の国みどりの基金ビジョン
彩の国みどりの基金への御寄附のお願い
緑のトラスト保全地ガイド

環境科学国際センター (0480-73-8331)

埼玉県環境科学国際センター報
●埼玉県地質地盤資料集

環境整備センター (048-581-4070)

施設案内
(埼玉県環境整備センター・彩の国資源循環工場)

印刷物の詳細については、各課所へお問い合わせ
させていただきます。
「●」は県政情報センターで販売しています。
購入方法については、
県政情報センター (☎ 048-830-2543)
にお問い合わせください。

施設の設置状況

【埼玉県環境科学国際センター】	
〈場 所〉加須市上種足914 〈電 話〉0480-73-8363 〈交 通〉・JR高崎線鴻巣駅東口から加須車庫・加須駅 行きバス「環境科学国際センター」下車 ・東武伊勢崎線加須駅南口から免許センター ・鴻巣駅行きバス「環境科学国際センター」 下車 http://www.pref.saitama.lg.jp/cess/index.html	〈開館時間〉9:30~16:30 (入館は16:00まで) 〈休 館 日〉月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、開 館した月曜日の翌平日(月曜日が県民の日 の場合を除く。)、12月29日~1月3日 〈入 場 料〉一般300円、大学生・高校生200円(中学生以 下、障害者手帳をお持ちの方及びその介護 者1名は無料)
子どもから大人までが環境問題に興味を持ち、気軽に、楽しく学べる体感型の展示館のほか、屋外には自然観察や 野外作業など、身近な自然とふれあいながら環境学習できる生態園がある。また、環境学習のための情報コーナー、 図書コーナー、研修室などを備え、各種講座や研修を実施している。	
【埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園】	
〈場 所〉北本市荒井5-200 〈電 話〉048-593-2891 〈交 通〉JR高崎線北本駅西口から、北里大学メディカ ルセンター行きバス「自然観察公園前」下車 http://www.saitama-shizen.info/	〈開館時間〉9:00~17:00 (夏休み期間中・年末年始 は時間変更あり) 〈休 館 日〉月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休 日の翌日(土、日、休日の場合は開館) (休館日であっても、夏休みや春休み期間中、年末年 始は臨時開館しています) 〈入 館 料〉無 料
自然学習センターには自然について学習し理解してもらうための展示やシアター、図書情報コーナーを設置してい る。また、自然観察会や実験教室など週末を中心に多くのイベントを実施している。	
【埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター】	
〈場 所〉所沢市大字荒幡782番地 〈電 話〉04-2939-9412 〈交 通〉西武狭山線下山口駅から約1km、徒歩約15分 http://www.ikifure.info/	〈開館時間〉9:00~17:00 〈休 館 日〉月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休 日の翌日(土、日、休日の場合は開館)、12 月29日~1月3日 〈入 館 料〉無 料
狭山丘陵いきものふれあいの里の中心施設として、展示室、観察バルコニー、講義室などがあり、狭山丘陵の自然 や文化について学び、体験することができる。自然観察会や里山体験講座など様々なプログラムを実施している。	
【さいたま緑の森博物館】	
〈場 所〉入間市宮寺889-1 〈電 話〉04-2934-4396 〈交 通〉西武池袋線小手指駅南口から宮寺西もしくは 金子駅入口行きバス「荻原」下車徒歩約10分 http://saitama-midorinomori.jp/	〈開館時間〉9:00~17:00 〈休 館 日〉月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休 日の翌日(土、日、休日の場合は開館)、12 月29日~1月3日 〈入 館 料〉無 料
狭山丘陵の雑木林を保全し、雑木林や湿地などの自然そのものを野外展示物とした自然観察の場で自然の大切さや 人と自然のかかわりなどを学ぶことができる。自然観察会や雑木林体験イベントなども実施している。	
【県民の森】	
〈場 所〉横瀬町大字芦ヶ久保字丸山北平896 〈電 話〉0494-23-8340 (F A X 同じ) (冬季・埼玉県農林公社森林局0494-25-0291) 〈交 通〉西武秩父線芦ヶ久保駅から徒歩1時間30分 http://www.chichibu.ne.jp/~ssinrip/kenmori-2.html	〈開館時間〉9:00~16:30 〈休 館 日〉(冬季休業) 12月1日~2月末日 〈利 用 料〉無 料
横瀬町の丸山の北側にあり、面積68ha。森林学習展示館をはじめ、デイ・キャンプ場、野鳥の森などがあり、楽し みながら自然に触れることができる。冬季休業。	

【彩の国ふれあいの森】	
<p>《場 所》 秩父市中津川447 《電 話》 0494-56-0026 《F A X》 0494-56-0028 《交 通》 秩父鉄道三峰口駅から中津川行きバス「中津川」下車 http://www.chichibu.ne.jp/~furemori/</p>	<p>《開館時間》 9:00~17:00 《休 館 日》 12月29日~1月3日 《入 場 料》 無 料 (ただし、木工工作室、学習室を利用する場合は有料)</p>
<p>約3,000haの森の中に、原生林の散策ができる七つの森ゾーンや森林の働きを学習できる森林科学館などがあり、自然体験を通して、森林の大切さや人と自然との関わりなどを学ぶことができる。宿泊施設こまどり荘が併設されている。</p>	
【みどりの村】	
<p>《場 所》 小鹿野町大字飯田853 《電 話》 0494-75-3441 《交 通》 西武秩父線西武秩父駅から栗尾行きバス「滝原団地前」下車徒歩約20分 http://midorino-mura.com/</p>	<p>《利用時間》 9:00~16:30 《休 業 日》 12月29日~1月3日 《利用料等》 無 料 (一部有料施設あり)</p>
<p>西秩父に位置し、面積約17haの緑に親しみながら農林業の理解を深め、都市と山村の交流ができる施設。フィールドアスレチック、子どもの広場、テニスコート等があり、年間を通して楽しめる。</p>	
【埼玉県立自然の博物館】	
<p>《場 所》 長瀬町長瀬1417-1 《電 話》 0494-66-0404 《F A X》 0494-69-1002 《交 通》 秩父鉄道上長瀬駅から徒歩5分 http://www.shizen.spec.ed.jp/</p>	<p>《開館時間》 9:00~16:30 (入館は16:00まで) ※7・8月は30分延長 《休 館 日》 月曜日(祝日・振替休日、5/1、5/2、7・8月の月曜日は開館)、12月29日~1月3日 《入 場 料》 一般200円、学生100円(中学生以下、障害者手帳をお持ちの方及びその介護者1名は無料)</p>
<p>埼玉の自然とその生いたち、自然と人との共生について、化石や岩石、動物や植物など多くの資料によりわかりやすく展示・解説している。また、自然史講座や野外観察会などの各種イベントを行っているほか、県内の自然史に関する資料の収集、整理及び調査研究等を行っている。</p>	
【三峰ビジターセンター】	
<p>《場 所》 秩父市三峰8-1 《電 話》 0494-23-1511 秩父環境管理事務所(企画調整・自然公園担当) 《交 通》 西武秩父線西武秩父駅から秩父鉄道三峰口駅から西武バス「三峰神社」行き終点下車 http://www.pref.saitama.lg.jp/b0504/mitsumine-vc/</p>	<p>《開館時間》 9:00~17:00 《入 館 料》 無 料</p>
<p>秩父多摩甲斐国立公園が総合的に理解できる施設。自然のしくみと人間とのかかわり合いについて、分かりやすく展示している。</p>	
【首都圏自然歩道(関東ふれあいの道) インフォメーションセンター(美の山公園内)】	
<p>《場 所》 秩父市黒谷2372-2(美の山・山頂) 《電 話》 0494-23-1511 (秩父環境管理事務所 企画調整・自然公園担当) 《交 通》 秩父鉄道皆野駅から徒歩90分、和銅黒谷駅から徒歩90分 http://www.pref.saitama.lg.jp/b0504/minoyamakouen-top/</p>	<p>《開館時間》 9:00~16:30 《休 館 日》 8月~3月20日頃:不定休 《入 場 料》 無 料</p>
<p>首都圏自然歩道(関東ふれあいの道)を総合的に案内する施設。県内のコース図やみどころ紹介のほか、美の山公園の四季折々の写真も展示している。</p>	

<p>【埼玉県立げんきプラザ】</p> <p>【長瀨げんきプラザ】 〈場 所〉長瀨町井戸367 〈電 話〉0494-66-0177 〈交 通〉秩父鉄道「野上」駅下車、徒歩10分</p>		<p>【小川げんきプラザ】 〈場 所〉小川町木呂子561 〈電 話〉0493-72-2220 〈交 通〉八高線「竹沢」駅下車、徒歩30分 東武東上線「東武竹沢」駅下車、徒歩40分</p>	
<p>【神川げんきプラザ】 〈場 所〉神川町池田756 〈電 話〉0495-77-3442 〈交 通〉高崎線「本庄」駅、八高線「丹荘」駅から神泉総合支所行きバス「池田」下車、徒歩15分</p>		<p>【名栗げんきプラザ】 〈場 所〉飯能市上名栗1289-2 〈電 話〉042-979-1011 〈交 通〉西武秩父線「正丸」駅下車約4km</p>	
<p>【大滝げんきプラザ】 〈場 所〉秩父市大滝5944-2 〈電 話〉0494-55-0014 〈交 通〉秩父鉄道「三峰口」駅から秩父湖行きバス「大久保」下車約5km</p>		<p>【加須げんきプラザ】 〈場 所〉加須市花崎456 〈電 話〉0480-65-0660 〈交 通〉東武伊勢崎線「花崎」駅下車、徒歩6分</p>	
<p>※各所共通 〈利用料等〉宿泊料のほか食事代、シーツ代、その他活動内容に応じて実費負担 〈休 所 日〉原則として月曜日（休日の場合は開所）12月29日～1月3日 子供から大人まですべての県民が、体験・交流・宿泊の場として利用できる社会教育施設。豊かな自然環境のもと環境分野を含めた多彩な生涯学習活動を行うことができる。</p>			
<p>【埼玉県山西省友好記念館（神怡館）】 〈場 所〉小鹿野町両神薄2245 〈電 話〉0494-79-1493 〈交 通〉西武鉄道西武秩父駅から薬師の湯行き町営バス「薬師堂」下車徒歩3分 http://www.shenyi.jp</p>		<p>〈開館時間〉9：00～17：00 〈休 館 日〉火曜日（休日、県民の日の場合は開館）、休日の翌々日（土・日・休日の場合は開館）、12月29日～1月3日 〈入 館 料〉大人200円、小中学生120円（小学校就学前、障害者手帳をお持ちの方及びその介助者1名は無料）</p>	
<p>中国山西省との友好県省締結10周年を記念して建てられた山西省の歴史、自然、文化等を紹介する中国唐代寺院風建築の展示館。</p>			
<p>【埼玉県長瀨射撃場】 〈場 所〉長瀨町大字野上下郷2395-1 〈電 話〉0494-66-1111 〈F A X〉0494-66-1112 〈交 通〉秩父鉄道野上駅下車約3km（タクシーは長瀨駅から約10分） http://www.nsr.bz E-mail：nsr@crda.co.jp</p>		<p>〈開館時間〉4月～10月 8：30～17：30 11月～3月 9：00～17：00 〈休 業 日〉毎週月曜日及び11月～3月までの第2・4火曜日（ただし、休業日が祝日に当たる場合はその翌日）、11月15～21日、12月29日～1月3日 〈利 用 料〉620～3,670円（個人）</p>	
<p>日本でも有数の規模のライフル射撃場。小口径ライフル50射座、大口径ライフル15射座、空気銃51射座。平成21年6月、ライフル射撃のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定。</p>			
<p>〔事前の申込み等により、見学が可能な施設〕</p>			
<p>【彩の国資源循環工場（埼玉県環境整備センター）】 〈場 所〉寄居町三ヶ山368 〈電 話〉048-581-4070 〈交 通〉八高線・秩父鉄道・東武東上線「寄居駅」からタクシー8分</p>		<p>〈見学時間〉9：30～16：00 送迎バス有（詳細はお問い合わせください） 〈見 学 日〉火、木、金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）</p>	
<p>7つの民間リサイクル施設（彩の国資源循環工場）、メガソーラー及び県営の廃棄物最終処分場（環境整備センター）の施設を公開している。</p>			

〈あ行〉

RPF (Refuse Derived Paper and Plastics densified Fuel)

紙ごみ、廃プラスチック等を破碎、選別、固形化し、利用しやすい性状の固形燃料にしたもの。

ISO14000シリーズ、ISO14001

環境マネジメント（管理）システムの項参照。

アイドリング・ストップ

自動車の駐停車時にエンジンを止めること。埼玉県生活環境保全条例により信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務づけられている。また、一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の掲出等が義務づけられている。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。これまで5回にわたり評価報告書を発表しており、これらの報告書は世界の専門家や政府の査読を受けて作成されたもので、地球温暖化に対する国際的な取組に科学的根拠を与えるものとして極めて重要な役割を果たしている。

硫黄酸化物（SOx）

硫黄の酸化物の総称であり、大気汚染の原因物質としては主に二酸化硫黄を指す。主として石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。大気汚染防止法ではばい煙の一つとして規定し、K値規制や総量規制の対象物質としている。

石綿（アスベスト）

天然の鉱物繊維で、熱や薬品に強く摩耗しにくいなど丈夫なことから建築材料を中心に広く利用された。しかし中皮腫などの原因になることが明らかとなり、現在は製造や輸入などが禁止されている。法律上は「石綿」と呼ぶが「アスベスト」も同じ意味である。

一酸化炭素（CO）

燃料等の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体である。生体に有害で、血液中のヘモグロビンとの結合力が酸素の約210倍であるため、酸素とヘモグロビンの結合が阻害され、酸素欠乏状態となる。主要な排出源は自動車である。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活系ごみ（いわゆる家庭系ごみ）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ（いわゆるオフィスごみなど）として含まれる。

一般廃棄物会計基準

市町村が、一般廃棄物処理事業に係るコスト分析及び評価を行い、その効率的な運営に取り組むとともに、外部へのわかりやすい財務情報の開示を実施するための方法である。一般廃棄物会計の整備を進めていくため、費用分析の対象となる費目の定義や費用等の配賦方法、減価償却方法等について標準的な分析手法を定めたもので、平成19年に環境省で作成された。

上乘せ条例

大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、国の定める排出（水）基準より厳しい基準を都道府県が定める条例をいう。

エコアクション21

広範な中小企業、学校、公共機関などを対象とした「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための、環境省が策定したガイドラインに基づく、認証・登録制度。

エコカー（低公害車）

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ大気汚染物質である窒素酸化物や温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少ない車。電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び国土交通省が認定した低排出ガス自動車などがある。

エコマーク

私たちのまわりにあるさまざまな商品の中で、製造・使用・廃棄などによる環境への負荷が他の同様の商品と比較して相対的に少ないなど、その商品を利用することにより環境保全に役立つと認められる商品に付けられるマークであり、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表している。（公財）日本環境協会が認定を行っており、代表的な商品としては、リターナブルびん（回収の上再利用されるびん）、古紙を原料にした印刷用紙、無漂白のコーヒーフィルターなどが認定されている。



エコライフ DAY

簡単なチェックシートを利用して、1日、参加者にCO₂削減・省エネなど地球温暖化防止と環境に配慮した生活を経験してもらう取組。

エスコ（ESCO）事業

ESCO（Energy Service Company）事業とは、省エネルギーを民間の企業活動として行うビジネスのこと。ESCO事業者は顧客に対し、工場やビルの省エネルギーに関する包括的サービス（①省エネルギー診断、②設計・施工、③導入設備の保守・運転管理、④事業資金調達、⑤省エネルギー効果の保証など）を提供し、光熱水費の削減分の一部を報酬として受取る。

Lden（時間帯補正等価騒音レベル）

環境省告示の改正により、平成25年4月1日から航空機騒音の環境基準の評価指標として用いられている。単発的に発生する騒音のエネルギーに、夕方5dBを加算、夜間に10dBを加算したのち、1日ごとの等価騒音レベルを算出したものである。

オゾン層

地上10～50kmの高層の大気にあるオゾンの層。オゾン層は、有害な紫外線を吸収する働きをもつが、フロンによって破壊される。オゾン層の破壊により皮膚がんの増加や生態系への影響が生じるとされている。

汚濁負荷量

工場・事業場、各家庭等からの排水に含まれる汚濁する物質の量のこと。主として生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、窒素（N）、りん（P）の1日当たりの総量で表される。これは都市下

水や工場排水などの汚濁源から河川等へ排出される排水量とその汚濁物質の濃度をかけ合わせて算出される。湖や内湾などでは汚濁物質が蓄積しやすいため、流入する河川の汚濁の濃度ばかりでなく、汚濁物質の総量も問題となり、この汚濁負荷量の削減が重要となる。

温室効果ガス

太陽により暖められた地表の熱が宇宙に放射されるのを防ぐ働きを持つ大気中のガス。1998年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの7種類のガスが温室効果ガスとして定められている。石炭や石油などの化石燃料の使用によって排出される二酸化炭素などの大気中の濃度が増加したことによって、地球の平均気温の上昇（地球温暖化）をもたらしていると指摘されている。

〈か行〉

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息・生育する生物。

化学的酸素要求量（COD）

生活環境項目の一つであり、水の中に含まれる有機物及び被酸化性の無機物（硫化物、第一鉄、アンモニアなど）が酸化剤によって化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。BODとともに水の汚濁を示す指標である。

環境アドバイザー制度

地域における自主的な環境保全活動を支援するため、環境保全等の講演会・研修会などに、専門的な知識を有する人（環境アドバイザー）を講師として派遣する制度。

環境影響評価（環境アセスメント）

開発事業等による公害の発生や自然環境の破壊について事業者が自ら配慮するため、当該開発事業等による環境への影響の有無等を事業の実施に先立って調査・予測・評価すること。また、事業の計画立案段階で実施される環境アセスメントを戦略的環境アセスメントという。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者など様々な立場の環境保全活動に関する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された人をいう。市民や市民団体を対象とした環境カウンセリングを行う「市民部門」と、事業者を対象とした環境カウンセリングを行う「事業者部門」に分けて登録されている。

環境学習応援隊

企業から学校に人材を派遣したり、学習プログラムを提供したりすることで、学校における環境学習の取組の支援を行う。事業の趣旨に賛同する企業等を環境学習応援隊として登録している。

環境基準

環境基準とは、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定めている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定めている。

これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境教育アシスタント制度

学校や子どもエコクラブ等における環境教育の支援を図ることを目的に、環境に関する豊かな知識や経験を有する人（環境教育アシスタント）を派遣する制度。

環境コミュニケーション（リスクコミュニケーション）

地域住民、事業者、行政などが、化学物質など環境に関する正確な情報を共有し、お互いに理解を深めるために行う意見交換会のこと。

開催することで化学物質による環境リスクの低減及び住民の不安解消が図られる。

環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）

化学物質の中には、生体内に取り込まれた場合に正常なホルモン作用に影響を及ぼすものがあり、このような化学物質が内分泌かく乱化学物質、いわゆる環境ホルモンと呼ばれている。これらの物質による影響は、化学的には未解明な点が多く残されているものの、世代を超えた影響をもたらすおそれがある。

環境マネジメントシステム

企業などが自ら企業経営の中で排出物を減らすことやエネルギー消費量を減らすことなど、環境負荷を低減していくための「計画（Plan）」を立てそれを「実行（Do）」、達成度を「評価（Check）」し、結果をもとに「更なる改善（Action）」するというPDCAサイクルを繰り返すことにより、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのマネジメントシステムである。1996年に、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関である国際標準化機構（ISO）により、環境マネジメントシステム全般に係る国際標準規格である「ISO14001」が発行されている。

環境リスク

人の活動などによって、環境に加えられる負荷が、環境を経由して人の健康や動植物の生息または生育に悪い影響を及ぼす可能性のことを「環境リスク」という。化学物質の環境リスクは、化学物質自体の有害性の程度と、呼吸や飲食、皮膚接触などにより、どれだけ化学物質に接したか（暴露量）によって決定される。

希少野生生物

野生生物のうち、その種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は、著しく減少しつつあるもの。

揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）

炭素を含む化合物のうち、揮発しやすく大気中で気体となる性質を持つ化合物の総称。具体的にはトルエン、キシレンなどが挙げられる。塗料、インク、接着剤、クリーニングの溶剤などに含まれ、微小粒子状物質や光化学スモッグなどの原因物質である。

京都議定書

1997年12月に京都で気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が開催され、全会一致で採択された議定書。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年までの間に先進締約国全体で1990年比5%以上（日本6%、アメリカ7%、EU8%）削減するとの法的拘束力のある数値目標を定めた（アメリカは批准せず）。

2014年、我が国は基準年比8.4%の削減をしたと発表。

近隣騒音

商店・飲食店などの営業騒音、拡声機騒音や家庭のピアノ、エアコン、ステレオ等の音やペットの鳴き声等の生活騒音をいう。近年、都市の過密化や生活様式の変化に伴って、近隣騒音の原因も様々となっている。

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

K 値規制

大気汚染防止法において硫黄酸化物の排出基準として取り入れられている規制方式をいう。この基準は、次式で算出される硫黄酸化物の許容限度量で表す。

$$q=K \times 10^{-3} \times \text{He}^2 (q: \text{硫黄酸化物の許容限度量} (\text{m}^3/\text{h}), \text{He}: \text{煙突の有効高さ} (\text{m}))$$

このK値の大小により排出基準の厳しさの程度が設定されることから、K値規制とよばれる。

県外産業廃棄物事前協議制度

県外で発生した建設系産業廃棄物を県内の処理施設に搬入して処理する場合に、排出事業者に対し県への事前協議を義務付ける制度。

健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質のことである。これには、シアンをはじめ蓄積性のある重金属類のカドミウム、水銀、鉛など、また科学技術の進歩で人工的に作り出した物質、例えばPCBなどがある。

環境中の濃度については、人の健康の保護に関する環境基準により物質ごとに定められている。

工場などからの排水中に含まれる有害物質の量は、物質の種類ごとに排水基準として排出許容限度が定められている。

公害

環境基本法によれば、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生育環境が含まれる。

光化学オキシダント（光化学スモッグ）

工場や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線で光化学反応を起こし、有害な酸化性物質である光化学オキシダントが発生する。この光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くもやがかかったようになった状態が光化学スモッグと呼ばれる。光化学スモッグが発生すると、眼や喉などの粘膜に対する健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。

公共下水道

市街地の雨水をすみやかに河川等へ排除し、また、家庭や工場から排水される汚水を集め終末処理場で処理し河川等に放流するもので、市町村が建設・管理する下水道。

公共用水域

河川や湖沼、港湾など、公共用に供される水域と、これらに接続する公共溝渠、かんがい水路などの公共用に供される水路のこと。

公共下水道や流域下水道で終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除かれる。

小型家電リサイクル

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

(平成24年法律第57号)による小型電子機器からレアメタル等有用資源を回収することを目的としたリサイクル。

コージェネレーション（熱電供給システム）

エンジンやタービンなどで発電を行い、同時にその排熱を冷暖房や給湯に利用するなど、一つのエネルギー源から電気と熱のように二つ以上のエネルギーを発生させるシステムのこと。

コンポスト

生ごみ、落葉など様々な有機物を原料に微生物のはたらきで発酵、分解してできる堆肥をいう。

〈さ行〉

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物最終処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、しゃ断型（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）がある。

最終処分率

廃棄物の排出量に対する最終処分（埋立処分）量の割合。

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、地中熱、バイオマスなど、持続的に利用することができるエネルギーの総称。

埼玉県地球温暖化防止活動推進員

地域において地球温暖化対策の普及・推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき県が委嘱する。

埼玉県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の啓発活動や民間団体の支援を行う機関として、地球温暖化対策推進法に基づき、国においては全国地球温暖化防止活動推進センターが、都道府県においては都道府県地球温暖化防止活動推進センターが指定されている。本県では平成17年4月に、「特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉」をセンターとして指定。

彩の国資源循環工場

寄居町にある埼玉県環境整備センター内に先端技術を有する民間リサイクル施設を集積した総合的な資源循環モデル施設。現在、第1期事業者7社が立地して事業を展開している。第2期事業では、最終処分場と工場用地を一体的に整備し、環境負荷の低減に寄与する製造施設4社、焼却施設を含まない再資源化施設1社が操業している。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令により定められた20種類（汚泥、廃油、廃プラスチックなど）の廃棄物。このうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る危険性の高い産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物に分類される。

産業廃棄物の山

産業廃棄物処理業者の倒産や悪質な業者による不適正保管、不法投棄などによって、建設廃材や廃タイヤなどの廃棄物が山積みされた状態のこと。火災、崩落、悪臭、有害物質の発生などにより生活環境を損なうおそれがある。平成17年5月末日時点で3,000㎡以上の大量堆積の山は県内91か所。平成28年度末までに、そのうち17か所を解決している。

酸性雨

硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が硫酸や硝酸などに変化し、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪などの形で地上に沈着する現象（湿性沈着）。広義にはガス・エアロゾルとして直接地上に沈着する現象（乾性沈着）を

含む。

次世代自動車

ガソリン車やディーゼル車など従来の自動車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した自動車のこと。具体的には、電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車などがある。

地盤沈下観測井

地盤沈下について、地層の収縮の度合いを調べるための施設。通常二重管構造の井戸を設置し、内管の抜け上がり量によって沈下量を測定する。また、井戸の地下水位を測定することにより、地下水位の変動を把握することができる。

シーベルト (Sv)

放射線による人体への影響を表す単位。数字が大きいほど、人体（健康）への影響が大きい。

車種規制 (NOx・PM法)

自動車 NOx・PM法の窒素酸化物 (NOx) 及び粒子状物質 (PM) の排出基準に適合していない車は、平成14年10月1日以降、対策地域内に新車登録及び移転登録できず、対策地域内で既に使用されている自動車についても車種に応じて定められた猶予期間を超えると登録できなくなる規制。貨物・バス・ディーゼル乗用車などに適用される。

臭気指数規制

悪臭防止法に基づき、平成18年10月1日から、多くの市町で導入された規制方式。「におい」全体の強さを人間の嗅覚を利用して測定するので、住民の被害感と一致しやすく、従来の物質濃度規制と比較して、多種多様な「におい」の物質に対応が可能である。この臭気指数規制の導入により、従来の規制では捕捉が困難だった複合臭を規制することができるようになった。

循環型社会

製品などが廃棄物になることを抑制し、それらが収集・廃棄されたときに有用なものを循環的に利用し、循環的利用ができないものは適正に処分して天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する社会をいう。

循環型ライフスタイル

県民が、ものを大切に、ごみになるものはもらわない、環境に配慮した買い物をするなど環境にやさしい生活スタイルをいう。外出時に水筒などを携帯したり、マイバッグを利用することなど。

循環資源

廃棄物や製品の製造、販売など生産活動の副産物のうち有用なもの。

浄化槽

し尿・生活雑排水（炊事、洗濯、入浴等の排水）を沈殿分離や微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、公共用水域等へ放流する施設をいう。し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。なお、法令上の用語としては、浄化槽とは合併処理浄化槽のみを指す。

植生

ある地表を覆っている植物共同体の総称。その場のあらゆる環境に耐え、生き残って形成されている植物集団で植物群落ともいう。植生は、その性質から次のように分類されている。

① 原植生

人間による影響を全く受けていない植生のこと、今日ではほとんど消滅している。

② 代償植生

原植生が破壊され、代わって成立している植生のこと。

③ 現存植生

現実に触れ、見ることでできる植生のこと、人間の生活圏のほとんどすべての現存植生は、代償植生である。

④ 潜在自然植生

一切の人為を停止した場合、その立地においてどのような植生になるか、理論的に考えられる植生のこと。

振動加速度レベル／振動レベル

振動の物理的なエネルギーの大きさを示した量のこと。ある大きさの振動の加速度と基準となる加速度との比を対数化して表したもので、またはこの値に経済産業省令で定める感覚補正を行ったもので、単位はデシベル (dB) が用いられる。振動の規制等で用いるのは、感覚補正を行ったもので、通常、計量法第71条の条件に合格した感覚補正回路を持つ振動レベル計により測定される。

なお、感覚補正を行ったものを特に振動レベルとして区別することがある。

侵略的外来生物

外来生物のうち、在来生物の絶滅につながるおそれがあるなど生態系や人間生活に著しい影響を与えるもの。

森林の CO₂貯蔵

樹木は、光合成により大気中の CO₂（二酸化炭素）を同化し、幹や枝として貯える。適切に手入れされている40年生のスギ人工林は、1ha当たり約79tの炭素（二酸化炭素に換算すると約290t）を蓄えていると推定されている。

水準点

地盤標高を測定するために設置した水準基標のこと。埼玉県では毎年1月1日を基準とした標高を水準測量により測定し、前年の標高と比較することで、地盤変動量を算出している。

水素イオン濃度 (pH)

水の酸性、アルカリ性を表す指標で、中性の水では pH7、酸性になると7よりも小さく、アルカリ性では7よりも大きくなる。例えば、牛乳は弱い酸性で pH6程度、石けん液は弱いアルカリ性で pH8から9程度である。

試験紙の色やガラス電極 pHメーターなどで測定する。水質関係では、生活環境項目の一つとして測定されている。ストレーナー

地下水を井戸管の中に取り入れるために、井戸管の途中に小さい穴が数多く開けられている集水部分のことで、「井戸（揚水設備）のストレーナーの深さ」によって、その井戸がどのような深さにある地下水をくみ上げるかが決まる。

3R (スリーアール)

循環社会構築に向けた基本的な考え方。廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3つの頭文字をとったもの。

生活環境項目

水質汚濁に係る基準のうち、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されている項目をいう。現在水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、大腸菌群数、全亜鉛などが定められている。

環境基準は、河川、湖沼、海域別に、水道・水産・農業用水・工業用水・水浴などの利用目的や、水生生物の生息状況に適応した類型ごとに基準が定められている。排水基準は、健康項目と同様に項目別に定められている。

生活雑排水

家庭から流れ出る「生活排水」のうちトイレからの排水を除いたものの総称。主に、台所、洗濯、風呂などから排出される。

生活排水対策重点地域

水質環境基準が達成されていない水域や、水質の保全を図ることが特に重要な水域で、生活排水による水質汚濁を防止するため、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であるとして、水質汚濁防止法に基づき、知事が指定した地域をいう。

生態系

植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機質な環境を総合した系（システム）。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。

生物化学的酸素要求量（BOD）

生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

生物多様性

地球上の生物及びその生息・生育環境の多様性を表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。

精密水準測量

水準測量は地面の標高を測る測量のこと。精密水準測量は最も精度の高い水準測量で、地盤沈下や地殻変動等の調査のために実施される。精密レベルと精密標尺を用い、誤差ができるだけ消去されるような、また、最も小さくなるような測定方法がとられている。

騒音レベル

ある大きさの音圧と基準の音圧との比を対数化して表したものを、またはこの値に経済産業省令で定める聴感補正を行ったもので、単位はデシベル（dB）が用いられる。騒音の規制等で用いるのは、聴感補正を行ったもので通常、計量法第71条の条件に合格した騒音計で、周波数補正回路A特性により測定される。

総量規制（水質）

一定の地域内の汚濁物質の排出総量を一定量以下に抑えるため、工場等に対し汚濁物質許容排出量を割り当て、この量をもって規制する方法をいう。濃度規制と対比される概念。県では平成24年2月に、平成26年度を目標年度とした第7次水質総量削減計画を策定し、平成24年5月から新しい総量規制基準が適用されている。

〈た行〉

ダイオキシン類

炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が燃える時などに副生成物として生じる物質で、毒性が強いものがある。

帯水層

地層を構成する粒子間の空隙・間隙が大きく、かつ、地下水によって飽和されている地層。

大腸菌群数

生活環境項目の一つとして、水の汚濁、特に人畜の排泄

物などによる汚染の程度を知る尺度として用いられる。人畜の腸内に寄生する細菌に大腸菌群と呼ばれる一群の種類があり、これが多いと他の有害細菌も多くなる疑いがある。

地域制緑地

法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全が図られている地区。

都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」や、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例で規定する「ふるさとの緑の景観地」などがある。

地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費すること、または、地域が必要とする農産物は地域で生産すること。

窒素酸化物（NOx）

窒素の酸化物の総称であり、大気汚染の原因物質としては一酸化窒素と二酸化窒素の混合物を指す。主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場・事業場など。光化学オキシダントの原因物質の一つでもある。

中間処理

廃棄物を減量化、安定化、無害化、再資源化のために行う焼却・中和・脱水・破碎・圧縮・蒸留などの処理をいう。

鳥獣保護管理員

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第78条に基づき設置した県の非常勤職員。狩猟の取締り、鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣の生息状況調査などを行う。

底質

河川、湖、海などの水底を形成する表層土及び岩盤の一部とその上の堆積物を合わせたものをいう。底質の状態はその上部の水質と相互に関連し合っており、水質が汚濁すると底質汚染を引き起こし、また汚染された底質から有機物や有害物質などが溶出し水質を汚濁するという事態が生じる。また、底質の汚染は底生生物の生育に大きな影響を与える。

低周波音

人の耳には聞き取りにくい周波数の音（20～100ヘルツ程度）と、可聴域の下限（20ヘルツ）より低くて耳には聞こえないとされる超低周波音（1～20ヘルツ程度）を指す。建具や家具のガタつきのほか、人の体には圧迫感や振動感、頭痛、不眠などの症状がでる場合がある。発生源はプレス機械、ディーゼルエンジン、鉄道トンネルなど幅広く、最近では送風機や屋上の冷却塔など、生活の場に近いものも原因になりうるとされている。

低炭素社会

化石エネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出について大幅な削減を目指す社会。地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出が大きな割合を占めていることから、地球温暖化対策の目指すべき社会と位置付けられている。

デポジット制度

空き缶等の散乱の防止と再生利用のため、あらかじめ飲料水等の販売価格に一定金額の預り金（デポジット）を上乗せして、消費者が容器を返却した場合にその預り金を返却する制度をいう。

登録廃棄物再生事業者

廃棄物の再生を業として営んでいる者で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2の規定により知事の登録を受けた者。

特定施設

水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法

は、「特定施設」という概念を設けている。水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、騒音規制法では、「著しい騒音を発生する」施設、振動規制法では「著しい振動を発生する」施設、ダイオキシン類対策特別措置法では、「ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する。又はダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する」施設をいい、政令でその規模等の範囲が定められている。

特別管理廃棄物

一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある廃棄物をいい、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に区分される。

特別管理一般廃棄物は、①家電製品（廃エアコンディショナー、廃テレビジョン、廃電子レンジ）に含まれるPCB使用部品、②一定のごみ焼却施設から生じるばいじん、③病院、診療所等から生じる感染性一般廃棄物である。

特別管理産業廃棄物は、①燃えやすい廃油、②著しい腐食性を有する廃酸及び廃アルカリ、③病院、診療所などから生じる感染性産業廃棄物、④廃PCB等及びPCB汚染物、廃石綿等などの特定有害産業廃棄物である。

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、無秩序な市街地化の防止や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質変更などを行うに際し許可が必要となる地区。

都市・生活型公害

大都市地域を中心とする自動車などからの排出ガスによる大気汚染、生活排水による河川の汚濁、近隣騒音等の公害のこと。

トリクロロエチレン

水より重い無色透明の液体で、水に溶けにくく、揮発性があり、金属機械部品などの脱油脂洗浄、油脂・樹脂などの溶剤などに用いられる。

蒸気を多量に吸入すると、軽症ではめまい、頭痛が起こり、多量に吸入すると意識を失う。場合によっては、肝臓や腎臓に障害を起こすこともある。また、人に対する発がん性について疑いがあるとされている。

〈な行〉

二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄酸化物の項参照。

二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物の項参照。

農業集落排水施設

農業用水の水質を保全し、農山村地域における生活環境を改善するための生活排水処理施設（通常は浄化槽として設置される。）のこと。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。

濃度規制

水質汚濁防止法に定める排水基準（濃度規制）には、有害物質と生活環境項目の2種類があり、有害物質は全ての特定事業場に適用される。生活環境項目は、日平均排水量が50m³以上の特定事業場を対象としているが、県では上乘せ条例により規制対象を広げるとともに、BOD等の3項目について厳しい基準を定めている。埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準はほぼ水質汚濁防止法及び上乘せ条例に準じたものとなっている。

NOx・PM法

車種規制（NOx・PM法）の項を参照。

〈は行〉

ばい煙

大気汚染防止法では、次の物質をばい煙と定義している。

①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの（有害物質という）。

バイオディーゼル燃料

生物由来の油を原料として、ディーゼルエンジンの燃料に加工したもの。

バイオマス

再生可能な生物（植物や動物）由来の有機資源で、化石資源（石油や石炭）を除いたもの。

廃棄物

その物を占有している者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状又は液状のものをいう。廃棄物は、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。

灰溶融

焼却灰を減容化、無害化するために、融点以上（概ね1,200℃以上）の高温で溶融処理すること。

焼却灰の状態に比べ1/2～1/3に減容できるとともに、重金属類が溶出しにくくなる。処理された生成物は「溶融スラグ」と呼ばれ、道路工事用の資材などに再生利用されている。

パリ協定

2015年12月、フランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された、2020年以降の地球温暖化防止のための国際的な法的枠組みを定めた協定。産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑えることを目標に設定、各国は温室効果ガスの削減目標を作成、報告するとともに5年ごとに見直すことを義務付けた。

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出）制度

人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質について、環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物などに伴う事業所外への移動量を事業者が自ら把握し、県を通して国に届け出、国や県がその届出データや推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する制度。

PCB廃棄物

PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む廃棄物。PCBは、変圧器やコンデンサーなどの電気機器の絶縁油として使用されていたが、有害であることが判明したため、製造や輸入、新たな使用が禁止されており、法令で定める期間内での処分が義務付けられている。

ヒートアイランド

冷房による人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。

ヒートポンプ

大気や川の水などの熱を圧縮機（コンプレッサ）を利用して効率よくくみあげ、移動することにより冷却や加熱を行うシステムのこと。

ppm（Part Per Million）

割合を表示する単位。100万分の1をppmと表示する。例えば1m³（100万cm³）の空気中に1cm³の硫黄酸化物がま

じている場合の硫黄酸化物濃度を1ppmと表示する。
ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語であり、直訳すれば「生物生息・生育空間単位」の意味である。したがって、特定の生物の生息・生育を中心に考えた自然環境の一空間を示す言葉であり、より端的に言えば野生生物の生息・生育空間を意味するものである。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の1m)以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

非メタン炭化水素

炭素と水素からなる炭化水素のうちメタンを除くものの総称。揮発性有機化合物に含まれる。この物質の大気中の濃度が高いほど、光化学オキシダントの発生につながりやすい。(「揮発性有機化合物」の項参照。)

富栄養化

湖沼や東京湾などの閉鎖性水域で植物が生育するうえで必要とする栄養塩類(代表的なものとして窒素、りん)が、次第に高い濃度になっていく現象をいう。その結果として、特に湖沼においてはアオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、生息動物や浄水場での浄化処理などに障害を及ぼす場合がある。

浮遊物質 (SS)

生活環境項目の一つであり、水中に懸濁している物質のうち、ろ過によって水から分離できるものをいう。単位は mg/L で表示され、数値が大きいほど透明性が低下する。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状の物質(粉じん、ばいじん等)であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の物質をいう。発生源としては、土壌・海塩粒子など自然起源のもの、工場、自動車、家庭などから発生する人為起源によるものや大気中でガス状物質が反応して二次的に生成されるものなどがある。呼吸により体内に入り、肺や気管に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。

フロン類

フロン類は冷蔵・冷凍・空調機器の冷媒等に幅広く使用されている。大きくCFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)の3種類に分けられ、地球温暖化係数が CO_2 の数日から一万倍超の温室効果が大きい物質である。CFC、HCFCはオゾン層破壊物質でもある。

粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は、飛散する物質をいう。

ベクレル (Bq)

1秒間に崩壊する原子数のことで、放射能の強さを表す単位。数値が大きいほど、たくさんの放射線を出す。

放射性物質

放射線を出す能力を持った物質のこと。

放射線

原子から放出される「波長の短い電磁波」と「高速で動く粒子」のこと。

放射能

放射線を出す能力のこと。

ポリ塩化ビフェニル (PCB)

有機塩素化合物の一種であり、主に電気機器の絶縁油などに使用されている。人体に有害であることがわかり、昭和

47年に原則製造中止となっているが、化学的に安定であることや食物連鎖により濃縮されやすいことから人体や環境への影響が懸念されている。

〈ま行〉

マイバッグ

購入時に持参する買い物袋のこと。レジ袋削減のために買い物袋を利用する「マイバッグ運動」により、資源の有効利用やごみの減量化など環境にやさしいライフスタイルを促進する。

マイボトル

外出時に携帯する水筒などのこと。ペットボトルなどの使い捨て容器ゴミの削減のために、水筒などを携帯する「マイボトル運動」により、資源の有効利用やごみの減量化など環境にやさしいライフスタイルを促進する。

緑のトラスト運動

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民の皆様からの寄附により取得し、県民共有の財産として末永く保全していこうという運動。

民生部門

家庭分野と事務所などの業務分野をあわせていう。

目標設定型排出量取引制度

原油換算エネルギー使用量が3か年度連続して年間1,500キロリットル以上の事業所を対象に、県が事業所ごとに二酸化炭素の排出削減目標を設定し、目標達成を求める制度。目標の達成に、他者の削減量、再生可能エネルギー及び森林吸収量などを利用(排出量取引)できる。

〈や行〉

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもののこと。大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例では、ベンゼン、トリクロロエチレンなどが指定されている。

有機塩素化合物

塩素を構造の一部に含む有機化合物のこと。特にトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等は、化学的に安定しており、脱脂性に富んでいるため、メッキやドライクリーニング等の洗浄剤として使用されている。これらの中には発がん性が疑われるものがある。これらの物質による土壌・地下水汚染が問題になっている。

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

溶存酸素量 (DO)

水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。清水中には通常7から 10mg/L 程度含まれるが、有機物による汚濁が進行すると微生物が酸素を消費するため溶存酸素量は減少する。

水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことができない。

溶融スラグ

灰溶融の項参照。

〈ら行〉

ライフスタイルキャンペーン

県民の地球温暖化問題への関心を喚起し、低炭素型ライ

フスタイルへの転換を促進するため、冷暖房時の室温を夏は28℃、冬は20℃にしても快適に過ごせる衣服の着方や取組を促すライフスタイル「クールビズ」、「ウォームビズ」などの実践を夏と冬に県民や事業者に呼びかける県民運動。

リサイクルプラザ

びん、缶、ペットボトルなどの資源ごみをリサイクルするために選別や梱包を行う施設（リサイクルセンター）の機能に加えて、再生品の展示・販売や普及啓発を行うリサイクル活動の拠点としての機能を持つ施設をいう。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなり、県が建設し管理を行う。

粒子状物質（PM）

ガス状汚染物質とともに大気汚染の原因となる物質で、固体及び液体の粒子として存在する物質の総称。

緑化計画届出制度

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例により、1,000㎡以上の敷地において建築行為を行う場合、緑化計画書の届出を義務付け、敷地内に一定規模以上の緑を確保する制度。

類型指定（水質）

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、河川の利用目的等に応じて、一般項目6段階、水生生物保全項目4段階に区分した類型ごとに基準が設定されている。これに基づき、国及び県が水域ごとに類型を指定している。

類型指定（騒音）

騒音環境基準については、一般地域では3段階に区分した類型ごとに、道路に面する地域では道路やその周辺の状況に応じて、基準が設定されている。これに基づき、国及び県が、騒音に係る都市計画地域等を勘案し、地域ごとに適用する類型を指定している。

レッドデータブック（レッドリスト）

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した資料集である。国際的には、国際自然保護連合（IUCN）が昭和41年（1966年）に刊行を開始し、その後改訂が続けられている。表紙が危機を意味する赤であったことから、レッドデータブックと呼ばれている。

我が国では、平成3年に環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物（脊椎動物編）」を発行し、以後順次発行・改訂している。

埼玉県では、動物編を平成8年に、植物編を平成10年に発行し、以降動物編を2回、植物編を2回改訂している。

埼玉環境年表

年	月	県内	全国
S26 (1951)	3	○「県立狭山自然公園」「県立奥武蔵自然公園」「県立黒山自然公園」「県立長瀬自然公園」の指定	
S28 (1953)	4	○「県立長瀬自然公園」を「県立長瀬玉淀自然公園」に名称変更	
S29 (1954)	3	○「県立比企丘陵自然公園」「県立上武自然公園」の指定	
S31 (1956)	5		○熊本県で水俣病第1号患者発生
S32 (1957)	6 7	○「県立武甲自然公園」の指定	○自然公園法制定、国立公園法の廃止
S33 (1958)	4	○県立自然公園条例制定	
S35 (1960)	11	○「県立安行武南自然公園」の指定	
S36 (1961)	2 3	○県南部地域の地盤沈下の監視のため測定を開始	○四日市市でぜんそく患者多発
S37 (1962)	6	○公害防止条例制定	
S38 (1963)	7	○工業用水法の指定地域に川口市等6市が指定	
S39 (1964)	4 9	○衛生部公衆衛生課に公害係設置	○三島市、沼津市の住民、石油化学コンビナートの進出を阻止
S40 (1965)	5		○新潟県で新潟水俣病患者発生
S41 (1966)	4 9	○大宮市で製薬工場の排ガスにより松林枯れる	○新型車の排出ガス規制実施（CO濃度3%）
S42 (1967)	6 8 9 11	○鴻巣市でプロパン工場の悪臭により健康被害が発生	○新潟水俣病患者、昭和電工を相手に訴訟提起（4大公害訴訟の第1号） ○公害対策基本法制定 ○四日市のぜんそく患者、昭和四日市石油など関係6社を相手に訴訟提起
S43 (1968)	3 6 9		○イタイイタイ病患者、三井金属鉱業を相手に訴訟提起 ○大気汚染防止法制定 ○騒音規制法制定 ○北九州市一帯にカネミライスオイル中毒患者が多発（PCB中毒）
S44 (1969)	5 6 7 9 10 12	○公害防止条例全部改正	○政府、初の公害白書を発表 ○水俣病患者、チッソを相手に訴訟提起 ○大気汚染防止法に基づく二酸化硫黄特別排出基準告示 ○厚生省がカドミウムによる環境汚染暫定対策要領を制定 ○大阪国際空港周辺住民、騒音問題で国を相手に訴訟提起

年	月	県内	全 国
S44 (1969)	12		○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布
S45 (1970)	5		○新宿・牛込柳町交差点付近住民に鉛中毒患者多発
	6	○大気汚染緊急時対策要綱制定（硫黄酸化物）	○公害紛争処理法制定
	7	○県南地域に初めて光化学スモッグ発生	○田子の浦港のヘドロ公害表面化
		○光化学スモッグ暫定対策要綱制定	
	8		○農林省、BHC・DDTの稲作への使用全面禁止
	11		○第64回国会（公害国会）において公害関係14法案が可決（公害防止事業費事業者負担法、水質汚濁防止法、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、農用地の土壌汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律を制定。公害対策基本法、道路交通法、大気汚染防止法、騒音規制法、農薬取締法、下水道法、自然公園法、毒物及び劇物取締法を一部改正）
	12	○東松山・本庄・坂戸地区でカドミウム判断尺度（玄米0.4ppm以上）を超える玄米を発見	
		○公害審査会設置	
S46 (1971)	3	○土採取条例制定	
	5	○各地域に公害苦情相談員設置	○悪臭防止法制定
	6	○公害防止条例に地下水採取の規制を規定、届出制とし、19市町を規制地域に指定	○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定
			○イタイイタイ病第1審判決、原告勝訴（富山地裁）
	7	○地盤沈下西部台地への拡大を確認	○環境庁発足
		○製紙会社、住民の反対により秩父市進出断念	
	8	○公害対策審議会及び水質審議会設置	
	9	○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法による国の基準より厳しい上乘せ条例を制定	○中央公害対策審議会発足
			○新潟水俣病判決、原告勝訴（新潟地裁）
	10	○自然保護条例制定	
		○川口市、浦和市、大宮市の政令市指定（大気）	
	12		○水質汚濁に係る環境基準の告示
S47 (1972)	1	○公害防止条例を一部改正し、地下水採取を許可制にする	
	3	○大気汚染測定車運用開始	○通産省による行政指導でPCBの生産及び使用の中止を指示
			○大気汚染防止法一部改正公布・施行（ディーゼル車黒煙の規制）
	5	○建築物用地下水の採取の規制に関する法律の指定地域に川口市等7市が指定される	
		県公害センター完成	
	6	○大気汚染緊急時対策要綱制定（硫黄酸化物、光化学スモッグ）	○公害等調整委員会設置法制定
			○ストックホルムで第1回国連人間環境会議開催「人間環境宣言」
			○自然環境保全法制定
	7		○四日市公害第1審判決、原告勝訴（津地裁四日市支部）
	8		○瀬戸内海に大量の赤潮発生、養殖ハマチ甚大な被害
			○イタイイタイ病控訴審判決（名古屋高裁金沢支部）
	9	○浦和市でサギの肝臓から高濃度（130ppm）のPCB検出	

年	月	県内	全 国	
S47 (1972)	10		○環境庁が米国マスキー法並の自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針を告示	
	12	○荒川水系流域公害防止計画の承認		
S48 (1973)	1	○公害防止条例改正、地下水採取規制地域15市町追加		
	3	○ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱制定	○水俣病訴訟判決、原告勝訴（熊本地裁）	
	4		○緑の国勢調査開始	
	5	○都市計画法による線引き凍結宣言	○大気汚染に係る環境基準について告示	
	6		○第1回環境週間始まる（6月5日～11日）	
	7	○環境部の設置		
	8		○福岡・大分両県住民が九州電力を相手取り「環境権」を掲げて豊前火力発電所建設差し止めを福岡地裁小倉支部に提訴	
	9	○自然環境保全審議会の設置 ○緑化対策総合推進要綱の制定	○都市緑地保全法制定	
	10	○第1次県廃棄物処理基本計画の策定	○瀬戸内海環境保全臨時措置法制定	
			○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定	
	12	○埼玉地域公害防止計画（第1期）の承認（水質以外） ○光化学スモッグ注意報発令日数45日で全国一	○公害健康被害の補償等に関する法律制定 ○航空機騒音に係る環境基準告示	
	S49 (1974)	1	○廃棄物処理公社の設立 ○悪臭防止法に基づく規制地域の指定	
2			○大阪空港訴訟1審判決により、夜10時から翌朝7時までの発着禁止	
3		○自然環境保全条例制定 ○土採取条例全面改正（届出制から認可制へ）	○国鉄を相手取り名古屋新幹線訴訟提起 ○国立公害研究所発足	
5		○川口市・浦和市・大宮市の政令市指定（水質）		
6			○大気汚染防止法改正（総量規制の導入）	
7		○酸性降雨による被害届1,706人	○関東一円に酸性雨が降り、「目が痛い」との訴え相次ぐ	
9		○酸性降雨暫定対策要領制定 ○ディーゼル車に対する窒素酸化物規制（以後段階的に規制強化）		
10		○川越市の和光純薬工業によるシアン流出事故（大久保浄水場取水停止）		
11		○県内2か所の水田から0.4ppmを超えるカドミウム汚染玄米を発見		
12			○岡山県倉敷市の三菱石油水島製油所から重油1万kLが流出、瀬戸内海を広く汚染	
S50 (1975)		2		○水質汚濁に係る環境基準の一部改正（PCB追加）
		3	○自然環境保全地域の指定開始	
	4	○悪臭防止法に基づく規制地域指定（追加） ○入間川水質自動測定機稼働		
	7	○光化学スモッグ、史上最高の濃度0.26ppmと被害届出者14,032人を記録 ○所沢市で年間27.2cmの最大地盤沈下（S49）	○東京都江戸川区で環境基準の2,000倍にも達する六価クロム検出 ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準について告示	
	8	○六価クロム対策合同会議設置 ○工業用水法水源転換府省令公布（川口市の一部、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市）		
	11	○公共関与による廃棄物広域処理事業の実施（寄居町三ヶ山）を政策会議で決定	○大阪空港公害訴訟の控訴審判決で住民側全面勝利	
	12		○小沢環境庁長官、中央公害対策審議会に環境影響評価制度について諮問	

年	月	県内	全 国
S51 (1976)	1	○利根川にフェノール流出の群栄化学工業に対し、東京都・埼玉県・千葉県 の 3 都県で総額 1 億 4 千万円余を請求	
	5		○熊本地検がチッソ社長・水俣工場長を業務上過失致死傷で熊本地裁に起訴
	6		○振動規制法制定
	9	○中央・川越・熊谷の各保健所に公害監視室を設置 ○川口市等県南 7 市が硫酸酸化物に係る総量規制対象地域に指定	○第 1 回日本近海海洋汚染実態調査結果発表
	10	○日高町の山善大野製作所による重油流出（小畔川）大久保浄水場取水停止	
	11		○経済協力開発機構（OECD）、日本の環境政策について報告
	12		○環境庁、長野県のビーナスライン美ヶ原線計画を承認
S52 (1977)	2	○入間市のタムラ化研で塩化第二鉄流出（狭山市取水停止）	
	3	○光化学スモッグ注意報発令（全国で初めて 3 月中に）	○環境庁が大阪空港へのエアバス乗り入れに条件付き同意
	4	○春日部保健所に公害監視室設置 ○市野川水質自動測定機稼働	
	6	○大宮市のし尿たれ流し事件発覚（芝川汚濁） ○県緑化推進協議会設置要綱制定	
	7	○県民植樹週間制定	
	10	○振動規制法に基づく規制地域指定 ○環境影響評価制度検討会議設置	
S53 (1978)	1	○工業用水法水源転換府省令公布（川口市の一部・草加市・八潮市の一部）	
	2	○川口市等県南 7 市に硫酸酸化物に係る総量規制を適用	○水俣病患者が国の抜本策を要求し環境庁で座込み
	3	○埼玉地域公害防止計画（第 2 期）の承認（水質と水質以外のものを統合） ○「県立両神自然公園」の指定	
	4	○県緑化推奨樹種の制定 ○ふるさと歩道の整備開始	
	6	○三郷市付近一帯で激しい地盤沈下（原因は東京都三郷浄水場の建設）	○瀬戸内海環境保全特別措置法成立 ○政府、水俣病患者への補償金でチッソヘテコ入れ決定
	7	○知事、NO ₂ の環境基準の緩和について遺憾の意表明	○水質汚濁防止法改正による総量規制導入 ○環境庁がNO ₂ の環境基準の大幅緩和を告示
	10	○公害防止条例全部改正	
12	○窒素酸化物対策委員会発足		
S54 (1979)	3	○ふるさと埼玉の緑を守る条例制定 ○両神国民休養地計画が承認・整備開始 ○緑の問題プロジェクトチームが緑の総合対策について報告書策定 ○河川浄化モデル地域育成事業実施要綱等の制定	
	4	○美の山公園開園 ○環境情報システム（水質）開発に着手 ○騒音規制法及び県公害防止条例に基づく騒音規制地域指定・規制基準設定	○中央公害対策審議会が環境影響評価のすみやかな法制化を答申
	5	○国に対し緑の政策に関する提言 ○セメント工場の石炭転換開始	

年	月	県内	全 国
S54 (1979)	6	○緑の審議会の設置	○環境政策の後退に危機感をもつ学者や市民が東京で日本環境会議を開催 ○滋賀県議会が琵琶湖富栄養化防止条例を可決し合成洗剤追放へ
	7	○第1回六都県市首脳会議で廃棄物処理問題協議 ○工業用水法地域指定拡大（川口市の一部・浦和市の一部・与野市）	
	8	○地盤沈下県北東部に拡大、鷺宮町で最高12.5cm沈下（S53）	
	9	○緑の協定実施要綱制定	
	10	○公害防止条例改正で地下水採取規制地域20市町村追加 ○緑の推進員設置要綱制定	
S55 (1980)	2	○合成洗剤対策の基本方針を定め、県有施設の有りん合成洗剤の使用転換決定	○貴重な野生動物の国際取引を規制するワシントン条約の批准承認 ○環境影響評価法政府案の国会提出を断念 ○環境庁が空き缶問題検討会を設置 ○環境庁が中央公害対策審議会に「今後の交通公害対策のあり方」について諮問 ○ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）加入 ○関東地方知事会内に空き缶等問題研究会設置 ○大阪で第1回快適環境シンポジウム開催
	3	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定 ○三ヶ山廃棄物埋立処分場基本構想の策定 ○ふるさとの緑の景観地等指定開始	
	4	○合成洗剤についての県民意識調査結果を公表	
	5	○化学的酸素要求量に係る総量規制基準設定	
	6		
	9	○環境保全連絡協議会設立	
	10	○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型あてはめ	
	11		
	12	○環境影響評価技術審議会の設置	
S56 (1981)	1	○荒川（熊谷市）に不法投棄廃棄物によるシアン流出（大久保浄水場取水停止）	○絶滅寸前の佐渡のトキ5羽すべてを捕獲、餌付け開始 ○環境影響評価法案を国会に提出 ○NOxに係る総量規制制度の導入並びに東京都特別区等、横浜市及び大阪市等の3地域について総量規制地域指定
	2	○環境影響評価に関する指導要綱の告示 ○県の快適な環境づくり推進委員会、埼玉の街の快適な環境を創造するためのプロジェクトチーム発足	
	3	○「県立西秩父自然公園」指定	
	4	○環境審査室設置	
	5	○環境影響評価技術指針を制定公表 ○荒川シアン流出に関連した廃棄物処理業者を行政処分（営業停止1年6か月）	
	6	○セメント工場の石炭転換終了 ○秩父市内に民間の産業廃棄物大規模最終処分場を許可（79万㎡）	
	7	○水質総量規制の全面实施 ○工業用水法水源転換府省令公布（八潮市の一部） ○地盤沈下対策調査専門委員会の発足	
	8	○環境影響評価に関する指導要綱第1号案件（日本硝子株）手続開始	
	9	○三ヶ山廃棄物埋立処分場地質調査反対住民に阻止される	
	10	○綾瀬川浄化対策懇談会開催	
	11	○快適な環境づくり埼玉県民憲章を制定	
	12	○深夜営業騒音に係る条例改正（公害防止資金貸付制度適用）	

年	月	県内	全 国	
S57 (1982)	3	○庄和町で産業廃棄物を不法処理した業者を行政処分（許可取消）	○首都圏自然歩道整備計画策定	
	4	○廃棄物行政を環境部へ移管（環境整備課発足、4保健所公害監視室に廃棄物監視課新設） ○県民休養地（嵐山・飯能）の整備開始 ○環境管理計画検討開始、環境情報システム（大気）開発に着手		
	5	○快適な環境づくり運動強調期間の設定及び県民総ぐるみ運動の展開	○国連環境計画管理理事会特別会合開催（於ナイロビ） ○1都9県「ゴミゼロの日」統一美化キャンペーン実施	
	6	○東北新幹線営業開始、騒音振動測定結果発表、国鉄等へ要望 ○窒素酸化物(NOx)による大気汚染の予測結果発表		
	7	○東京湾富栄養化対策指導指針施行		
	9	○三ヶ山廃棄物埋立処分場地質調査実施		
	10		○1都9県空き缶等問題訪米調査実施 ○ローマクラブ東京大会開催され、各国の経済人や科学者が参加し、21世紀の環境問題等について意見交換	
	11	○上越新幹線営業開始、騒音振動測定結果発表、国鉄等へ要望 ○産業廃棄物行政推進会議設置 ○県中期計画で快適環境づくり施策を重要課題として総合的に推進することとする		
	12	○航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめ	○湖沼の窒素及びりんに係る環境基準の設定	
	S58 (1983)	2	○首都圏自然歩道の整備開始	
		3	○三ヶ山廃棄物埋立処分場基本設計完成 ○埼玉地域公害防止計画（第3期）承認 ○窒素酸化物対策委員会が報告書提出	
		4	○環境審査室を環境審査課に名称変更 ○加須市内で廃棄物を不法処理した業者行政処分（許可取消） ○生活排水の水質浄化対策指針施行 ○緑のトラストづくりを進めるシンポジウム開催	○中央公害対策審議会が「今後の交通公害対策のあり方」について物流・土地利用の面から答申
5			○浄化槽法公布	
8			○環境庁が全国主要15都市を対象に実施した地下水汚染実態調査結果を公表	
10			○ナショナルトラストを進める会第1回全国大会開催	
11		○公害対策審議会「窒素酸化物対策基本方針」答申	○環境影響評価法案が衆議院解散により廃案 ○ごみ焼却場からダイオキシン・水銀が検出される	
12		○湖沼水質調査結果を公表	○関東知事会が空き缶デポジット方式見送り	
S59 (1984)		3	○本庄市・日高町で地下水から有機塩素系化学物質検出	
		4	○川口市で六価クロム垂れ流しの2工場を水質汚濁防止法違反で摘発 ○川越市・所沢市の政令市指定（大気）	○全国的に家庭から排出される乾電池の水銀が問題となる ○環境庁が生物指標による河川水質調査の統一基準発表
		7	○6年ぶりに光化学スモッグ警報を発令	○湖沼水質保全特別措置法成立
		8	○勸さいたま緑のトラスト協会発足	○環境庁がトリクロロエチレン等の排出に係る暫定指針を設定 ○環境影響評価実施要綱を閣議決定
	9		○'84世界湖沼環境会議（於大津市）で「琵琶湖宣言」採択	

年	月	県内	全 国
S59 (1984)	10	○第2次廃棄物処理基本計画策定	
S60 (1985)	2 3 4 5 8 10 12	○廃棄物広域処分場建設対策本部設置 ○アルミはく回収業者を公害防止条例違反で初起訴 ○全国初の「身近な緑の現況調査」実施 ○さいたま緑の長期総合計画を策定 ○さいたま緑のトラスト基金設置 ○県と寄居町、三ヶ山廃棄物埋立処分場に係る公害防止協定を締結 ○河川浄化対策推進委員会設置 ○浄化槽保守点検業者登録条例制定 ○小規模事業所排水指導指針を施行	○環境庁「名水百選」発表 ○環境庁、S59年度の全国大気汚染調査発表、大気汚染は大都市で依然深刻
S61 (1986)	1 4 5 6 7 8 9 10 11 12	○三ヶ山廃棄物埋立処分場の建設工事を開始 ○ミヤコタナゴが滑川町でも生息確認される ○環境庁・県・所沢市主催で初の環境大学開催 ○地下水採取規制地域に北川辺町追加 ○デポジット実施6地域の相互乗り入れ開始 ○入間市の不老川で地域住民による家庭でできる浄化対策実験始まる ○川口市の公害資源研究所跡地の水銀汚染が明らかになる ○環境庁・県主催の第1回環境管理シンポジウム開催（於浦和市）	○環境庁が先端産業の影響をテーマにした環境保全ビジョン・シンポジウムを開催 ○名古屋新幹線訴訟の和解成立 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律改正される（難分解、低濃縮性物質に対する規制の追加） ○環境白書で先端技術産業の環境汚染の心配を指摘 ○米国で初の電波の環境基準まとまる ○環境庁の生物モニタリング調査でクロルデンとTBTOが魚介類を汚染していることが判明 ○環境庁が大気汚染地域指定全面解除の方針を決定 ○環境・通産・厚生・労働の4省庁によるIC工場共同調査はじまる ○中央公害対策審議会水質部会が水質総量規制の強化を答申 ○環境庁「環境保全長期構想」を発表
S62 (1987)	1 2 3 4 5 6 9 12	○国連環境特別委員会で嵐山町の「オオムラサキの森づくり」を発表 ○環境管理事務所設置（中央、西部、秩父、北部、東部） ○トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針に基づく指導方針制定 ○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第2次）策定 ○化学的酸素要求量に係る総量規制基準設定 ○両神国民休養地開園 ○大気中におけるアスベスト濃度調査結果公表	○和歌山県の「(財)天神崎の自然を大切にする会」が全国初の自然環境保全法人に認定 ○国連環境特別委員会が「持続的開発」を呼びかけた東京宣言を採択 ○茨城県筑波の工業団地に進出する企業と県との間でハイテク公害防止のための協定を締結 ○環境庁が「新幹線鉄道振動指針達成状況調査」発表 ○絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律成立 ○公害健康被害補償法改正 ○環境庁が「トリクロロエチレン等の排出状況及び地下水等の汚染状況について」を発表
S63 (1988)	3	○埼玉地域公害防止計画（第4期）の承認	○環境庁が「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策等計画」を発表

年	月	県内	全国
S63 (1988)	3		○公害健康被害の補償等に関する法律改正
	4	○ディーゼル機器狭山工場によるシアン流出事故 (大久保浄水場取水停止)	
	5		○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布・施行
	6		○地球規模の環境問題に関する懇談会報告書公表
	7	○炭化水素類対策指導指針施行	
S64 H元 (1989)	8		○全国星空継続観察開始
	12	○ゴルフ場農薬安全使用指導要綱制定	○環境庁がテレビ・ラジオを通じた二酸化窒素予報事業を実施
	1		○ウィーン条約に加入
	2	○環境整備センター(三ヶ山廃棄物埋立処分場)一部供用開始	○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書日本国について発効
H2 (1990)	3	○環境管理指針策定	
	5	○全国野鳥保護のつどいを開催	○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布 (有害物質としてのトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加)
	6		○地球環境保全に関する関係閣僚会議を設置
	9	○メタノール自動車導入	○六都県市首脳会議首都圏環境宣言を発表
	1	○地球環境を考える県民のつどいを開催	○大気汚染防止法改正(特定粉じん(石綿)排出規制)
	3	○環境保全基金を設置	○水質汚濁防止法の一部改正(有害物質の地下浸透防止)
	4	○低公害車買換資金融資制度を設置	
	6	○ゴルフ場使用農薬に関する指導方針を策定	○環境庁がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について通知
	7		○水質汚濁防止法等の一部を改正する法律公布(生活排水対策に関する規定の整備)
9	○第1回地球環境保全庁内推進会議を開催	○スパイクタイヤ粉じん発生防止法制定	
H3 (1991)	10		○環境庁に地球環境部を設置
	2	○地球環境モニタリング調査開始	○国立公害研究所が国立環境研究所となる
	3	○電気自動車を導入	
	3	○第3次廃棄物処理基本計画策定	○公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律公布(法律の有効期限の10年延長)
	4	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画(第3次)策定	
	4	○自動車交通公害防止基本計画策定	○再生資源の利用の促進に関する法律公布
	4	○地球環境保全推進室を設置	
	6	○環境影響評価に関する指導要綱の改正を告示	
	7	○環境影響評価技術指針を改正	○環境庁がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針の一部改正について通知
7	○地下水採取規制地域に坂戸市・鶴ヶ島市を追加	○「埼玉県における地球環境保全への取組方針」策定	
8	○「埼玉県における地球環境保全への取組方針」策定	○不老川流域を生活排水対策重点地域に指定	
9	○六都県市共同の環境問題シンポジウムを開催	○六都県市共同の環境問題シンポジウムを開催	

年	月	県内	全国
H3 (1991)	10		○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律公布
	11	○冬季自動車交通量対策を実施(11月から3か月)	○六都県市共同の冬季自動車交通量対策を実施
	11	○県の蝶「ミドリシジミ」、県の魚「ムサシトミヨ」の指定	○関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱を策定
	12	○水質汚濁防止法の規定に基づく排水基準を定める上乗せ条例の改正	
H4 (1992)	2	○トラスト保全1号地 (見沼田圃 ^{たんぼ} 周辺斜面林)取得	○七都県市首脳会議で「地球環境保全首都圏アピール」を採択
	3	○自動車交通公害防止実施計画を策定	○環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催(於ブラジル)
	5	○山西省友好記念館「神怡館」開設	○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布
	6		○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律公布
	7	○自然学習センター開設 ○北本自然観察公園供用開始 ○元小山川流域を生活排水対策重点地域に指定	○モントリオール議定書第4回締約国会合開催、特定フロン等の1996年全廃前倒し、代替フロン等の規制物質への追加等の採択
	11	○地球の環境を守る埼玉県民憲章を制定	○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律公布
	12		
H5 (1993)	2		○自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針を告示
	3	○地球の環境を守る県民運動指針としてさいたま地球環境シアターを策定 ○埼玉地域公害防止計画(第5期)の承認 ○県北東部地域地盤沈下防止対策基本方針を策定	○水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示
	4	○さいたま環境創造基金を設置	○ラムサール条約締約国会議を開催(於釧路市)
	6	○化学物質環境安全管理指針を策定	○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布(海域のN(窒素)・P(リン)規制)
	8		○環境基本法公布
	11	○自動車排出窒素酸化物総量削減計画を策定	○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく車種規制を施行
	12		○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の公布(13有害物質の追加)
			○バーゼル条約(有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約)日本において発効
H6 (1994)	3	○中川上流域を生活排水対策重点地域に指定 ○公害防止条例施行規則の改正(13有害物質の追加) ○「緑豊かな埼玉をめざして」を策定	○環境庁が公共用水域等における農薬の水質評価指針を設定
	5		○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律公布
	6	○長瀬総合射撃場の開設 ○エコアジア'94開催	○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法公布

年	月	県内	全 国
H 6 (1994)	7	○狭山丘陵いきものふれあいの里センターの開設	○環境基本計画閣議決定
	8	○環境審議会を設置	
	9	○県立安行武南自然公園の区域変更	
	12	○環境基本条例制定 ○環境影響評価条例制定	
H 7 (1995)	3	○トラスト保全2号地（狭山丘陵・雑魚入樹林地）取得	○容器包装リサイクル法公布 ○生物多様性国家戦略策定
	6		
	7	○さいたま緑の森博物館開設	
	10	○第3回気候変動に関する世界自治体サミット（埼玉サミット）開催	
H 8 (1996)	3	○環境基本計画策定 ○「さいたまレッドデータブック（動物編）」刊行 ○彩の国さいたま環境推進協議会発足 ○地球温暖化対策地域推進計画策定 ○環境と共生する土地利用指針策定 ○第4次廃棄物処理基本計画策定 ○環境影響評価条例第1号案件（セツ）手続開始	○七都県市低公害車指定制度の発足 ○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布 ○水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布（汚染された地下水の浄化措置命令、油に係る事故時の措置）
	5		
	6		
	7	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第4次）策定	
	11	○気候変動・都市アジアキャンペーンワークショップ開催	
	12	○第1期分別収集促進計画策定 ○北本自然観察公園供用区域の拡大(0.5→9.63ha)	
H 9 (1997)	1		○ナホトカ号原油流出事故 ○ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準環境庁告示 ○地下水の水質汚濁に係る環境基準告示 ○環境影響評価法公布 ○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令公布 ○第4回気候変動に関する世界自治体サミット（名古屋サミット）開催 ○地球温暖化防止京都会議（COP3）開催、京都議定書採択 ○ハイブリッド自動車（乗用車）発売
	2		
	3	○こどもエコクラブ全国フェスティバル開催（於川口市） ○HOTな地域を救うホットな行動プランー彩の国ローカルアジェンダ21ー策定 ○三富地域のダイオキシン類環境調査結果を公表 ○彩の国ごみゼロプランー埼玉県ごみ減量推進計画ー策定 ○廃棄物焼却炉のばい煙排出抑制に関する指導指針策定	
	4	○環境生活部の設置、緑政課の設置	
	6	○ダイオキシン類削減対策検討委員会の設置	
	8	○彩の国こどもエコクラブ交流会開催	
	9	○彩の国環境大学開講 ○環境配慮方針策定	
	10	○トラスト保全3号地（武蔵嵐山溪谷周辺樹林地）取得	
	11		
	12		

年	月	県内	全国		
H10 (1998)	4	<ul style="list-style-type: none"> ○フロン回収・処理推進協議会設立 ○埼玉地域公害防止計画（第6期）の承認 ○彩の国湿地・湧水地保全基本計画策定 ○「さいたまレッドデータブック（植物編）」刊行 ○地球温暖化ワークショップの開催 ○自動車交通公害防止実施計画策定 ○エネルギービジョン策定 ○埼玉ゼロエミッション行動計画策定 ○ダイオキシン対策室の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境庁、環境ホルモン戦略計画SPEED'98発表 ○地球温暖化対策推進大綱決定 ○特定家庭用機器再商品化法公布 ○地球温暖化対策の推進に関する法律公布 		
	5	○生活排水処理総合基本構想策定			
	6				
	7	○あらかわビジターセンター開設			
	10				
	12	<ul style="list-style-type: none"> ○彩の国環境保全を実行する県民運動開始 ○環境影響評価条例の改正 ○公害防止条例の改正 ○ダイオキシン対策県民懇話会の設置 			
	H11 (1999)	2		<ul style="list-style-type: none"> ○県がISO14001認証取得 ○所沢産野菜ダイオキシン問題がおきる 	<ul style="list-style-type: none"> ○水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示、地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示 ○ダイオキシン対策基本指針決定 ○ダイオキシン類対策特別措置法公布 ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布 ○中央環境審議会が「これからの環境教育・環境学習―持続可能な社会をめざして―」答申 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布（ダイオキシン類関係施設の追加） ○この頃、有明海ノリ不作問題
		3		<ul style="list-style-type: none"> ○彩の国豊かな自然環境づくり計画策定 ○ごみ処理広域化計画策定 	
		7		○第2期分別収集促進計画策定	
		10		○第8回ごみ減量化推進全国大会開催	
12		<ul style="list-style-type: none"> ○環境影響評価技術指針告示 ○さいたま環境賞創設 			
H12 (2000)	2	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県立高等学校防災拠点施設の太陽光発電および給湯施設が第4回21世紀型新エネルギー機器等表彰（通称新エネ大賞）導入事例の部で通商産業大臣賞受賞 ○トラスト保全4号地（飯能河原周辺河岸緑地）取得 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布 ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布 ○循環型社会形成推進基本法公布・施行 ○豊島不法投棄問題調停成立 ○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律公布 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律公布（マニフェスト見直し、野焼き禁止等） 		
	3	○希少野生動植物の種の保護に関する条例制定			
	4	<ul style="list-style-type: none"> ○環境防災部の設置 ○環境科学国際センター開設 			
	5	○彩の国青空再生戦略の発表			
	6				

年	月	県内	全国
H12 (2000)	6		○浄化槽法の一部を改正する法律公布 ○資源有効利用促進法公布
	8		○「秩父多摩国立公園」が「秩父多摩甲斐国立公園」に名称変更
	9	○ダイオキシン類削減推進行動計画策定 ○二酸化硫黄の大気高濃度汚染時における暫定対応方針策定 ○赤平川流域を生活排水対策重点地域に指定	
	10	○ごみの散乱防止に関する条例制定	
	12	○希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種17種を指定	○第2次環境基本計画閣議決定
H13 (2001)	1	○トラスト保全7号地（小川原家屋敷林）取得	○環境省設置
	2	○彩の国さいたま環境学習実践指針策定 ○彩の国さいたまダイオキシン類削減推進委員会の設置 ○県における内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針策定 ○県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針策定 ○県緑の骨格づくり計画策定	
	3	○地球温暖化対策実行計画～オフィス・事務所に関する埼玉県環境配慮方針策定 ○環境基本計画（第2次）の策定	
	4	○越谷市の政令市指定（大気）	
	5	○さいたま市の政令市指定（大気・水質） ○彩の国青空再生戦略21を策定	
	6		○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律公布 ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布 ○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布（3有害物質追加） ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布
	7	○生活環境保全条例制定 ○酸性雨等対策実施要領制定 ○彩の国資源循環工場基本構想策定－公共関与による総合リサイクル施設の整備－	
	8	○公害防止条例施行規則の改正（3有害物質の追加）	
	10	○戦略的環境アセスメント基本構想策定 ○第5次県廃棄物処理基本計画策定	
	11		○水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（水質総量規制に窒素及びりんを追加） ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（3特定施設追加）
	12	○水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準を定める条例を改正 ○希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種5種を追加指定 ○生活環境保全条例施行規則公布	
	H14 (2002)	2	○荒川上流域を生活排水対策重点地域に指定 ○県がISO14001認証を更新

年	月	県内	全 国
H17 (2005)	3	○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（ふるさと埼玉の緑を守る条例を改正する条例）制定	○政府の「アスベスト問題への当面の対応」公表 ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（3特定施設の追加） ○PCB廃棄物処理（東京事業）開始 ○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令公布（特定粉じん排出等作業の面積要件等撤廃）
	4	○戦略的環境影響評価実施要綱改正	
	7	○埼玉県地球温暖化防止活動推進センターを指定	
	8	○第4期県分別収集促進計画の策定	
	9	○石綿対策推進本部設置 ○石綿（アスベスト）対策に関する緊急要望実施	
	12	○21年ぶりに光化学スモッグ警報を発令 ○「石綿（アスベスト）問題に係る埼玉県の当面の対策」公表	
H18 (2006)	2	○「埼玉県の石綿対策（平成18年度）」公表	○石綿による健康被害の救済に関する法律公布 ○石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律公布（特定粉じん排出等作業の規制対象に工作物を追加 他） ○気候変動政策に関する日米共同ワークショップ開催 ○第3次環境基本計画閣議決定 ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律公布（行程管理制度等の導入）
	3	○第6次廃棄物処理基本計画策定	
	4	○広域緑地計画策定	
	6	○公の施設（自然学習センターほか5施設）に指定管理者制度を導入 ○生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガス二段階規制を開始	
	10	○彩の国資源循環工場竣工式 ○エコアジア2006開催（於さいたま市） ○悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入	
H19 (2007)	1	○トラスト保全8号地（高尾宮岡の景観地）取得	○エコツーリズム推進法公布 ○第3次生物多様性国家戦略策定
	3	○環境基本計画（第3次）策定	
	6	○アライグマ防除実施計画策定	
	7	○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第6次）策定	
	8	○第5期県分別収集促進計画の策定	
	11	○16日、熊谷市・岐阜県多治見市で国内最高気温を74年ぶりに更新（40.9℃） ○環境基本計画における大気環境分野の実行プランを策定 ○川の国埼玉川の再生基本方針策定 ○埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定	
H20 (2008)	3	○第2次ごみ処理広域化計画策定	○京都議定書第一約束期間開始 ○生物多様性基本法公布 ○環境省「平成の名水百選」発表 ○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ○第34回主要国首脳会議（洞爺湖サミット）開催
	4	○生物多様性保全県戦略策定	
	6	○トラスト保全9号地（堀兼・上赤坂の森）取得	
	7	○あらかわビジターセンター廃止	
	9	○県立自然公園条例施行規則の改正により、県立自然公園普通地域における工作物の色彩規制開始 ○彩の国みどりの基金設置 ○みどりと川の再生推進本部設置 ○「マイバッグ持参運動とレジ袋削減運動の取組に関する協定」の締結	

年	月	県内	全国
H20 (2008)	11	○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、生活環境保全条例により指定する特定化学物質の変更並びに同条例による化学物質の適正管理及び有害大気汚染物質規制の対象業種に医療業を追加	○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布（指定化学物質の変更、対象業種に医療業を追加）
	12	○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布（県が独自に指定する特定化学物質の変更） ○水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定の告示 ○トラスト保全10号地（浮野の里）取得	
H21 (2009)	2	○地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050）策定	○土壤汚染対策法の一部を改正する法律公布 ○微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染に係る環境基準の告示 ○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示
	3	○地球温暖化対策推進条例制定 ○石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針策定 ○環境省による埼玉県アライグマ防除実施計画の変更確認 ○まちのエコ・オアシス保全地（菩提樹池周辺緑地、谷田の泉）取得	
	4	○地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策実施方針制度開始 ○熊谷市の政令市指定（水質、土壌）	
	6	○長瀬総合射撃場がナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定	
	9		
	10	○地球温暖化対策推進条例に基づく建築物環境配慮制度開始	
	11	○トラスト保全11号地（黒浜沼）取得	
H22 (2010)	3	○用途地域の指定がされていない区域における開発行為に係る騒音の規制基準を別に定める場合の取扱方針策定 ○まちのエコ・オアシス保全地（ムサシトミヨ生息地周辺緑地）取得	○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布（ばい煙又は排出水の測定結果の虚偽記録に対する罰則の創設等） ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律公布（排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化等） ○第2期EV・PHVタウンとして10自治体を追加選定
	4	○地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策計画制度開始 ○地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画制度開始	
	5		
	8	○第6期県分別収集促進計画の策定	
	12	○埼玉県が経済産業省が進めるEV・PHVタウンとして選定 ○埼玉県生活排水処理施設推進委員会設置（埼玉県河川浄化対策推進委員会廃止）	
H23 (2011)	3	○埼玉県生活排水処理施設整備構想改定 ○埼玉県EV・PHVタウン推進アクションプラン策定	○福島第一原子力発電所事故発生

年	月	県内	全 国		
H23 (2011)	3	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布 (ばい煙又は排出水の測定結果の虚偽記録に対する罰則の創設等) ○第7次廃棄物処理基本計画策定 ○まちのエコ・オアシス保全地(彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森、金崎斜面林保全緑地)取得 ○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例の公布 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境影響評価法の一部を改正する法律公布 ○水質汚濁防止法の一部を改正する法律の公布(地下水汚染の未然防止措置) ○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法公布 ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法公布 ○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法公布 		
	4	○目標設定型排出量取引制度導入			
	6	○彩の国資源循環工場第2期事業起工式			
	8				
	10	○埼玉エコタウンプロジェクト基本構想を発表、モデル市町村公募			
	12	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布(特定事業場における排出水の汚染状態の測定回数の規定) ○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布(土壌汚染基準の変更等) 			
	H24 (2012)	2		○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第7次)策定	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次環境基本計画閣議決定 ○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示 ○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布 ○原子力規制委員会設置 ○埼玉県等の要望によりヘキサメチレンテトラミンを指定物質とする水質汚濁防止法施行規則の改正
		3		○埼玉県公害防止計画(第9期)を策定	
		4			
		5		<ul style="list-style-type: none"> ○利根川流域の浄水場で塩素消毒に伴いホルムアルデヒドが水質基準を超過して検出されたため取水停止(ヘキサメチレンテトラミンの流出) ○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布(工場等の排水の排出基準における有害物質の追加等) ○埼玉エコタウンプロジェクトモデル市に本庄市、東松山市を、イニシアティブプロジェクトに秩父市、坂戸市、寄居町を選定、推進協定を締結 	
7		<ul style="list-style-type: none"> ○環境基本計画(第4次)策定 ○埼玉県広域緑地計画を改定 			
8					
9					
10					
12		○トラスト保全12号地(原市の森)取得			
H25 (2013)		2		○環境省の「微小粒子状物質(PM2.5)に関する専門家会合」が注意喚起に係る暫定的な指針を策定	

年	月	県内	全 国
H25 (2013)	3	○埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例及び同条例施行規則の一部を改正する規則の公布 ○微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱策定(朝8時の予測を開始)	○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ○放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律に関する法律公布(大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び環境影響評価法の放射性物質に係る適用除外の削除と常時監視を規定) ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律公布(製造から廃棄まで全体を見据えた包括的対策の導入) ○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布(特定粉じん排出等作業届出義務者の変更、立入検査対象の拡大等)
	5	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定	
	6	○埼玉県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン策定	
	8	○第7期県分別収集促進計画策定	
	11	○微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱改正(正午の予測を追加)	
H26 (2014)	3	○微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱改正(午後5時の予測を追加)	○エネルギー基本計画閣議決定 ○水循環基本法公布 ○雨水の利用の推進に関する法律公布 ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律公布 ○兵庫県尼崎市で全国初の商用水素ステーションが開所 ○トヨタが燃料電池自動車「MIRAI」を販売開始
	4		
	5		
	6	○PM2.5の注意喚起を実施(県内初、県北部地域)	
	7		
	11	○トラスト保全13号地(無線山・KDDIの森)取得	
H27 (2015)	2	○さいたま市見沼区で県内初の商用水素ステーションが開所	○自然公園法施行規則の一部を改正する省令公布(国立公園の特別地域内における太陽光発電施設の設置に関する許可基準の新設等) ○水銀による環境の汚染の防止に関する法律公布 ○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布(水銀排出施設、要排出抑制施設の規制を新設)
	3	○埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画改正(計画期間及び処分先の変更等) ○石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針改正(緊急時の対応を追加) ○埼玉エコタウンプロジェクトの新たなモデル市町村を公募 ○特定化学物質管理指針改正(災害時対策を追加)	
	4	○「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(改訂版)(埼玉県地球温暖化対策実行計画)策定 ○微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱改正(解除の規定を追加等) ○埼玉エコタウンプロジェクトのミニエコタウン推進事業協働事業者を公募	
	5		
	6	○埼玉エコタウンプロジェクトモデル市に所沢市、草加市を選定、協定を締結	

年	月	県内	全国
H27 (2015)	6	○埼玉エコタウンプロジェクトミニエコタウン推進事業協働事業者にハウスメーカー4社を選定、協定を締結 ○県公用車としてトヨタ「MIRAI」を購入	○気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）開催、パリ協定を採択
	8	○PM2.5大気移動測定車の導入（電気自動車、成分分析可能）	
	10	○埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例公布	
	12		
H28 (2016)	3	○第8次埼玉県廃棄物処理基本計画の策定 ○県公用車としてホンダ「クラリティ フューエルセル」を取得	○地球温暖化対策計画閣議決定 ○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ○パリ協定発効
	4	○県立自然公園条例施行規則の一部改正する条例の公布（太陽光発電施設の新築等に関する許可の審査基準の追加等） ○県庁敷地内に県庁スマート水素ステーションを開設 ○第一種フロン類引取等業者認定制度（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の認定）を開始	
	5		
	6	○埼玉エコタウンプロジェクトミニエコタウン推進事業協働事業者に新たなハウスメーカー4社を追加選定、協定を締結	
	10 11	○埼玉県生活排水処理施設整備構想改定	
H29 (2017)	3	○環境基本計画（第4次）見直し ○埼玉県災害廃棄物処理指針策定 ○第2次埼玉県広域緑地計画の策定 ○トラスト保全14号地（藤久保の平地林）取得	○都市緑地法等の一部を改正する法律公布 ○水銀に関する水俣条約の発効
	5	○土壌汚染対策法の一部を改正する法律公布	
	6	○建築物の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションに関する指針を策定 （石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針を廃止）	
	7 8	○科学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第8次）策定	